

市民事業等支援制度に関する要望一覧

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
1	要綱の改正必要	予算に影響なし	申請手続き	申請手続きが大変。しかし、血税を利用するという点では納得はできる。しかし、もつと敷居を低くして欲しい。	(第15回県民会議資料1-4)
2			申請手続き	申請書類が多く、また、内容も詳細の記載が負担になります。	(第15回県民会議資料1-4)
3			申請手続き	手続きに関しては、書類作成などの負担が、本来の活動に影響している部分もあります。	(第15回県民会議資料1-4)
4			審査方法	再生市民業支援補助金の申請手引書の説明が判りやすく、申請書作成に有効である。その他、審査方法、補助額等運用面に問題はないと思われるが、最後に提出する完了報告書の作成に多大な時間がかかる。負担軽減の為の方法を検討できないか。	(第15回県民会議資料1-4)
5			審査方法	審査方法で公開報告・プレゼンテーションは勘弁して欲しい。こうしたパワーは県民フォーラム等での団体紹介などで現地活動の報告をしてもらうなど工夫する方法もある。	(第15回県民会議資料1-4)
6			審査方法	市民事業制度に参画しようとする団体であまりにも立派な団体の食い込みは防止したい。事業対象の資格、制限などを設けていく必要もあろう。本人はとっくに自立しているべき団体が名乗りを上げて、この市民事業の制度を活用する傾向は否定したい。補助額が限定されているので、小さな団体ははじかれる。	(第15回県民会議資料1-4)
7			審査方法	2年目継続申請は書類審査のみ。新規審査は現行通り。	(第15回県民会議資料1-4)
8			審査方法	1次選考、2次選考の評価基準について表記して下さい。	(第15回県民会議資料1-4)
9			審査方法	間伐材の量的有効活用は今まさに取り組むべき課題、搬出数、有効活用策及び活用率の評価基準を決めてください。	(第15回県民会議資料1-4)
10			審査方法	プレゼンテーションの時間が極端に短く、十分な審査ができていないのか疑問。事前の書類審査の過程で、さらに詳細な審査が必要な団体およびランダムに抽出した数団体に限り十分な時間をかけたプレゼンテーションを行ってはどうか？	(第15回県民会議資料1-4)
11			審査方法	県の税金を使うのだから過ちは許さないぞ的、人民裁判ばりの公開プレゼンからは県民主体の活動を支援する姿勢は見られない。プレゼンが当落戦場になってはならない。	(第15回県民会議資料1-4)
12			審査方法	申請時のプレゼンはおくまで非公開、目標達成のための課題解決について専門家を交えてマンツーマンで話し合う努力が市民事業を育てるのではないか。	(第15回県民会議資料1-4)
13			審査方法	事業報告です もつと時間を下さい	(第15回県民会議資料1-4)

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
14	要綱の改正必要	予算に影響なし	審査方法	もっと時間を下さい（公開プレゼンテーション）	（第15回県民会議資料1-4）
15			審査方法	1 団体が、実施報告書と次年度の申請を同一時間内に説明するが、別々にした方がより内容が明確になり、判りやすくなると思われる。 例えば午前：報告会 午後：申請説明会	（第15回県民会議資料1-4）
16			審査方法	プレゼンの時間が短すぎる。	（第15回県民会議資料1-4）
17			審査方法	2～3分の報告で何が語れるのか。あれは各団体を手玉に取り馬鹿にしています。これでけっこうなんて思ったら、社会一般はそっぽをむきます。各団体の実情を細やかに把握して、ここのアンケートの内容を各担当者と県民会議委員が把握できる体制とゆとりと意欲が無いと形式的な審査となり、不満ばかりが高まります。	（第15回県民会議資料1-4）
18			審査方法	大きな目的である良い水をつくる為の森林整備という点で合意できる。 しかし、そこに行き着く為には色々な道があってしかるべき。どうも我々に一直線の道だけを要求しているように思える。	（第15回県民会議資料1-4）
19			審査方法	必要以上に自然林に手を加えることが健全な森林環境保全の主旨と合致するものかどうか疑問を感じた。	（第15回県民会議資料1-2）
20			審査方法	荒れた森林の整備により、里山周辺の防犯という効果もあった。こうした点からの評価もあってよいのではないか。	（第15回県民会議資料1-2）
21			審査方法	普及啓発については、座学と現場との組み合わせを条件に入れてはどうか。	（第15回県民会議資料1-2）
22			審査方法	事業の目的自体が、水源環境保全と少々かけ離れていたとしても、その助成を通じて水源環境に関する広報ができるのであれば、それに対する支援があってもよいのではないか。	（第15回県民会議資料1-2）
23			審査方法	助成金額が低いのに手続きが多すぎる。10万円程度の支援で申請書の作成、審査会、中間報告会など助成金額より経費がかかってしまう。	H22年度新規補助団体
24			審査方法	審査会、報告会の内容を対象事業のみに限定してほしい。会のPRや主義主張を述べている団体が多い。（主催者がしっかり指導するとともに、助成対象としないようにしてほしい。参加しても理解不能）	（第15回県民会議資料1-4）
25			審査方法	継続については書類申請だけにしてほしい。	（第15回県民会議資料1-4）
26			その他	私たちの活動は、中山間地という現在の社会構造・産業構造の中で非常にリスクの高い生活とならざるを得ず、少子高齢化が進み、「限界集落」が懸念され、地域の崩壊が差し迫った状況にある中で「地域の自然環境、生活環境の保全」を掲げ立ち上げた当法人としては、事業を継続する事が中長期的な事業計画の全てであります。また、水源環境は、「水の供給を受ける都市に暮らす人々」の協力と応分の支援が必要であり、補助の継続を切望するものですが、我々の活動は、補助にかかわらず継続していかなければならないと考えています。	（第15回県民会議資料1-4）

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
27	要綱の改正必要	予算に影響なし	その他	相模川水系は、水系の抱える問題、相模湖の水質の問題等を通じて県民や企業の関心が高く、保全活動を行っている団体には、企業等からの支援が相当あるように聞いている、酒匂川水系は、水質も特に問題となっていないことから、ごく限定された範囲でしか、企業の関心も無いようで、活動資金のあては無いのが現状である。この市民事業の補助金は全体でも1千万程度であると聞いているが、水源環境の必要性を水源地域で生活する人々に訴え、環境保全に向けた動機付けをするためにも、是非継続していただきたい。	(第15回県民会議資料1-4)
28			その他	補助内容の枠が利用者側から見ると狭く限定され活用しにくい所があります。活動内容が把握できていればその活動に必要な経費として柔軟な判断をしていただければ更にこの制度は生きてくるのではないかと思います。交流に要する交通費や研修など組織が活性化するための有効な活用がはかれるよう改善をして頂けると有り難いです。	(第15回県民会議資料1-4)
29			その他	制度の運用・維持・管理のプロセスを簡素化し多くの団体が気軽に利用できるようにすると共に、形式的な管理体制等を徹底的に見直し無駄な経費が係らないようにする必要があります。	(第15回県民会議資料1-4)
30			審査方法	対象事業はその他の助成の説明と関連しているのですが、大綱を読んで趣旨を解釈していても補助対象と食い違うことがあるのでケース説明などで補って欲しいと思いました。	(第15回県民会議資料1-4)
31			その他	本会の学校側からの評価は高く、継続して実施したかったが同様のテーマでは継続して実施が難しいのではないかと思います、他の補助金を模索している。	(第15回県民会議資料1-4)
32			その他	補助金交付申請書で「普及啓発・教育事業」「調査研究事業」については「水源環境保全・再生に関する普及啓発事業」「水源環境保全・再生に関する調査研究事業」と明確に謳うよう改訂すべきではないか。	(第15回県民会議資料1-2)
33			その他	調査研究事業と普及啓発事業との組み合わせや連携、役割分担。	(第15回県民会議資料1-2)
34			その他	「プロ市民」が必要な本格的な事業の支援のあり方。	(第15回県民会議資料1-2)
35			その他	手続きの簡素化、補助の増額、補助期間の延長、概算払いの要望。	(第15回県民会議資料1-2)
36			その他	支払形態（事業が終わってからでないで支払われない現状）	(第15回県民会議資料1-5)
37			その他	支援金が年度を越えて最終精算が翌年の6月になっていますが、これを年度内精算にして欲しい。でないと会計処理が複雑になる。	H22年度新規補助団体
38			その他	概算払いは、交付決定がされましたら、とりあえず行えないものでしょうか。でないと、借入を行うか、他事業を繰り延べて財源を確保するか、あるいは購入先の支払いを猶予していただくしかなく、影響が大きい。また、小規模NPO団体では、運営がきつくなる。	H22年度新規補助団体

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
39	要綱の改正必要	予算に影響なし	その他	資機材の購入は、1度だけでそれも50万円が上限となっている。この両方を撤廃できないか。いずれにしても「プレゼン」で事業が選考されるのだから、選考委員が事業の適否を判断し必要性に応じ判断すればいい。勿論、自前資金で行うのが原則であろうが、折角「支援制度」を設けた以上、使い勝手がよく、市民団体の意向と方針が十分反映されたものの方が有効だと思う。事業が実際行われるのか、外に流用されるのではないか、意味ある事業となっているのか等の懸念は、プレゼンの審査とその後評価や指導でクリアすればいいと思う。予算の上限もあるだろうから無限でいいとは思わないが、いまのままだと余りに規模が小さく思う事ができない。	H22年度新規補助団体
40			対象事業	整備後の拡大造林補助（苗木）や地ならし備品補助も補助金対象に検討ください。	（第15回県民会議資料1-4）
41			対象事業	水環境問題にもっと広くして下さい	（第15回県民会議資料1-4）
42			対象事業	水源環境と言え、林地が対象となるが、林地の縁取りとしての耕作地が荒廃しているのが現状である、保水機能はその土地の「透水係数」が問題となるが、荒廃農地は単一植生になり、また、耕運がされないため、著しく係数が低下している、是非荒廃農地の復元も支援対象とされたい。	（第15回県民会議資料1-4）
43			対象事業	審査方法・補助額・補助期間については止むを得ない範囲と理解しています。しかしながら、事業活動を推進する中で出る間伐材等の活用についてすべて補助対象外とせず目的によっては補助対象事業にして欲しいとおもいます。例えば当活動エリアの中には活用できる資源が沢山あります。市民団体の手造りのログハウスをつくり、そこを拠点に首都圏との交流の場として事業の啓発に取り組みたいと思います。同一団体が関連事業として同時に二つの事業を同時に推進できればと、考えているところです。	（第15回県民会議資料1-4）
44			対象事業	流域の石垣の崩壊対策についても補助対象にしてほしい	（第15回県民会議資料1-5）
45		予算に影響あり	対象事業	機材メンテナンスに対する助成の実施	（第15回県民会議資料1-5）
46			対象事業	補助金の使用目的範囲がせまい	（第15回県民会議資料1-5）
47			対象事業	審査対象の枠を広げてもらい、活動内容を深めたい	（第15回県民会議資料1-5）
48			対象事業	団体の人件費の確保	（第15回県民会議資料1-5）
49			対象事業	ネットワークの構築にかかる費用の支援（団体HPなど）	（第15回県民会議資料1-5）

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
50	要綱の改正必要	予算に影響あり	対象事業	水源環境をもっと広く捉え、対象事業枠を緩和してほしい。県が決めている水源林地以外の広葉樹林地、田んぼも立派な水源環境である。水源地域以外は普及啓発のみで保全作業（里地の田・畑・湿地、水路などの手入れ）が対象外となっているが、雑木林管理作業だけしか助成対象にならないのは疑問である。特に田の耕作は里山の水源保全活動の主軸になる。	H22年度新規補助団体
51			対象事業	事業メニューの中に「石積みの復元というか再整備」を取り入れられないものか。	H22年度新規補助団体
52			補助額	ボランティア活動に対する助成金ではあるが、事務局の必要経費を認めるべきである。	(第15回県民会議資料1-4)
53			補助額	体験教室での参加費がメインの収入源です。炭の販売なども予定していますが、自転車操業となります。金儲けは全く考えていませんが、組織力強化のためにさやかな継続的な支援方法があっても良いのではないのでしょうか。活動、イベント支援費として年間3～5万円程度の補助をつけて市民事業をバックアップしていく体制が欲しいなあとつくづく感じています。	(第15回県民会議資料1-4)
54			補助額	初年度と次年度は同額程度にして総額80万円	(第15回県民会議資料1-4)
55			補助額	30万にしてください 学習に必要な品が買えません(普及啓発・教育事業)	(第15回県民会議資料1-4)
56			補助額	きびしいです 認められない費用が多すぎます	(第15回県民会議資料1-4)
57			補助額	資機材の購入については、限度額が50万円であるが、効率的に作業するため、資機材の購入について、限度額の引き上げをお願いしたい。また、普及啓発・教育事業は2年が限度となっているが、事業の継続性を図る上からも期間の延長が望まれる。また、50%補助ではなく100%補助が望まれる。	(第15回県民会議資料1-4)
58			補助額	市民事業は森林組合/林業家とは異なり団地形成の出来ない小規模林地を整備し多様な森林の価値の再生にもチャレンジしています。発足間もない団体の支援が必要であり、支援団体拡大のため予算の増額を要望します	(第15回県民会議資料1-4)
59			補助額	調査研究など継続的な取り組みが必要な事業については、消耗品等器具購入は期間延長できないか。	(第15回県民会議資料1-2)
60			補助額	事務局の運営経費を認めてはどうか。	(第15回県民会議資料1-2)
61			補助額	境界画定にかかる立会費用などをどうするか。	(第15回県民会議資料1-2)
62			補助額	傷害保険の加入などの補助をしっかりと見る必要がある。	(第15回県民会議資料1-2)

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
63	要綱の改正必要	予算に影響あり	補助額	ボランティア保険の強化(チェーンソーの利用はボランティア保険の対象外)。	(第15回県民会議資料1-2)
64			補助額	知識や技術のあるボランティアは有償ボランティアとなり、日当が高いので負担が必要。	(第15回県民会議資料1-2)
65			補助額	助成金が100%ではなく50%というのは不満	(第15回県民会議資料1-5)
66			補助額	財源の継続した支援(啓発・教育事業への補助率低い)	(第15回県民会議資料1-5)
67			補助額	助成対象の事業の全額を助成してほしい。(そうでないと財政基盤の脆弱なNPOは申請ができない)	H22年度新規補助団体
68			補助額	多様な機具を使用しているが、老朽化により、修繕費が大きな負担になってきている。助成対象に含めてほしい。	(第15回県民会議資料1-2)
69			補助期間	補助期間は最大3年、3年間の目標、年度ごとの評価点検が必要と思われます。	(第15回県民会議資料1-4)
70			補助期間	調査・研究、普及・啓発では補助期間が2年間に限定されているのが残念である。息の長い事業が大半だと思うので、3～5年は補助していただきたい。勿論、内容によっては審査で補助対象外とされることもあり得るが。	(第15回県民会議資料1-4)
71			補助期間	補助期間について自立度をアップするために限定しているが、山は広く係われればなかなか出口はない。よって大々的な支援はしなくても継続的に応援することができる財政援助的な補助というものがあっても良いのではないか。	(第15回県民会議資料1-4)
72			補助期間	5か年で結果判定は厳しい、10年単位での事業を望みます。この場合、資機材費を除き管理費は10万円程度でよいと思います。	(第15回県民会議資料1-4)
73			補助期間	補助期間は1期2年あると年度比較や改善処置などが出来るので事業の評価がしやすくなると思いました。	(第15回県民会議資料1-4)
74			補助期間	森の再生など1～2年で出来ない。	(第15回県民会議資料1-4)
75			補助期間	事業の継続的・長期的な支援制度を	(第15回県民会議資料1-5)
76			補助期間	普及啓発については、事業確立までに時間がかかるので1年単位ではなく、2～3年の補助があるといい。	H22年度新規補助団体

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
77	要綱の改正必要	予算に影響あり	その他	<p>県民主体の取り組みを推進するための基金創設案 (不十分ですが提案させていただきます)</p> <p>財源：個人県民税に企業寄付（地下水を大量に消費）及び個人寄付を加えた基金を創設し水源環境保全・再生を推進する 推進体制：県・企業CSR・民間研究グループによる事業推進、評価・プロボノによる情報提供 情報発信：HP上に協力企業名の公開 市民事業者の公開と活動紹介・推薦理由 個々のイベント情報 合同イベントの開催 企業、個人の活動参加への促進</p> <p>支援計画：3年毎の見直し ネットワーク化：異分野の市民事業とのネットワークによる活動の広がり 共通分野とのネットワークによる活動の強化</p> <p>助成金の供与：年度当初 活動報告書提出、収支決算書により場合によっては助成金の一部返済</p> <p>制度として運用されている自主財源確保のための情報提供 (例) 間伐材の搬出に関わる補助金 森林整備に関わる協定林制度（林野庁）他</p>	(第15回県民会議資料1-4)
78			その他	水源環境の保全・再生に、森林組合が担当する部分を市民が担当することには反対です。そのような事業に見えることもあります。プロと市民の区分けをしっかり付けるべきではないでしょうか。	(第15回県民会議資料1-4)
79	(主として運用不要)	交流会など現行事業の運用に関するもの	交流会のあり方	調査研究事業の場合だとそれぞれの研究が大幅に異なる為、連携が難しいと感じた。また、交流会では調査研究事業の事業数が少なく感じたのも交流がうまくできない要因ではないかと思う。	(第15回県民会議資料1-4)
80			交流会のあり方	開催すること自体が目的となっていないか。(交流会)	(第15回県民会議資料1-4)
81			交流会のあり方	狭いところでワイワイやっても積み重なるものはないように思います。工夫したいですね。じっくり話や整備方法を検討したり学習していく事も大切ですね。(交流会)	(第15回県民会議資料1-4)
82			交流会のあり方	団体の数に対して、時間が極端に少なく他の団体との交流に使える時間は殆どない。	(第15回県民会議資料1-4)
83			交流会のあり方	ネットワークを構築するには、年1-2回の交流会ではあまり効果がないと思われま す。各団体の情報を取りまとめる団体なり人なりが必要ではないかと思 います。情報提示だけのホームページにその役割を持たせるのは、無理があると思 います。	(第15回県民会議資料1-4)

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
84	要綱の改正不要（主として運用面）	交流会など現行事業の運用に関するもの	交流会のあり方	交流会に出席したのですが非常に楽しい雰囲気と他団体との意見交流ができたので助成対象者以外の方にももっと参加していただきたいと思います。	(第15回県民会議資料1-4)
85			交流会のあり方	全体交流会の他に事業区分または周辺地域の活動団体間交流会が開催できたらネットワークの構築に役立つものと思います。	(第15回県民会議資料1-4)
86			交流会のあり方	交流会の場を「発表の場」のみならず、団体相互間のオーガナイズ機能を持たせるべき。	(第15回県民会議資料1-2)
87			交流会のあり方	グループワークの時間を増やしてほしい（2部制に）	(第15回県民会議資料1-5)
88			交流会のあり方	交流会では他団体との活動状況を知ることにはできるが、具体的な活動の連携にはつながらない。	H22年度新規補助団体
89			交流会のあり方	中間報告、交流会のプレゼンテーションなどは簡略化してほしい。会運営上の事務処理が多い中、負担を感じる。	H22年度新規補助団体
90			県HPの改善	県のホームページを見るときにはアジェンダ登録したメールを見てから参照する機会が多いので、登録者制度があればもっと閲覧する回数が増えると思います。	(第15回県民会議資料1-4)
91			その他	行政の介入によるネットワークの構築は本末転倒、市民事業者が主体になるべき。	(第15回県民会議資料1-4)
92			その他	現状の成果等参考に、募集内容などから、県のアドバイス（共同企画など）が得られたら、有効と思います。	(第15回県民会議資料1-4)
93			その他	審査員は異なる専門分野を網羅して構成されているのですか。専門分野、略歴等、県HP上で公開されていますか。	(第15回県民会議資料1-4)
94			その他	広報やネットワークが必要。	(第15回県民会議資料1-2)
95			その他	取組事業の公開、宣伝により活動協力が得られるような努力が必要。	(第15回県民会議資料1-2)
96			その他	活動実績のPRが必要。	(第15回県民会議資料1-2)
97			その他	里山の厳しい状況そのものをもっと県民に伝える必要がある。	(第15回県民会議資料1-2)
98			その他	県による団体の活動紹介は大きな励みになる。	(第15回県民会議資料1-2)
99			その他	市民事業の活動を県民に伝える際の「しずくちゃん便り」の役割。	(第15回県民会議資料1-2)

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
100	要綱の改正不要（主として運用面）		その他	助成金の一覧（県全体）を示してほしい	（第15回県民会議資料1-5）
101			その他	ボランティア＝無償という意識を見直してほしい	（第15回県民会議資料1-5）
102		新たなもの（短期間の検討が必要）	水源環境保全課だけで対応可能	各種団体に合わせた支援体制、内容、支援金額が用意されるべき。	（第15回県民会議資料1-4）
103			水源環境保全課だけで対応可能	機械使用での安全衛生講習会紹介と講習補助金制度新設	（第15回県民会議資料1-4）
104			水源環境保全課だけで対応可能	行政や他団体での助成への移行など広い視野での情報整理・提供を行って欲しいと考える。	（第15回県民会議資料1-4）
105			水源環境保全課だけで対応可能	T Vや雑誌などの流行的な報道ではなく、実際に起こっている環境悪化の動向や水源環境に対して影響の強い原因などを勉強会で公表して欲しいと思います。	（第15回県民会議資料1-4）
106			水源環境保全課だけで対応可能	里山地権者と当該自治体の交流企画を願いたい。	（第15回県民会議資料1-4）
107			水源環境保全課だけで対応可能	市民事業等支援制度を評価する数値目標はあるのですか。	（第15回県民会議資料1-4）
108		新たな仕組み（短期間の検討が必要なもの）	水源環境保全課だけで対応可能	県が企業や市町村と市民団体の出会いの場を提供する。	（第15回県民会議資料1-2）
109			水源環境保全課だけで対応可能	一般市民が活動に加わる場合、能力差が激しいので、その対応をどう考えるか。	（第15回県民会議資料1-2）
110			水源環境保全課だけで対応可能	機材の導入による安全管理の難しさを感じています。資金で導入した機材の管理について併せて支援をしていただければ更に効果的ではないかと思えます。	（第15回県民会議資料1-4）
111			水源環境保全課だけで対応可能	県の支援制度を利用している事業ということが事業の理解や参加者募集に深く関係していることは私達にとって力強いバックアップとなっています。事業支援は今年で期間が終わるのですが、なにか登録制度のようなものを設立していただきたいと思えます。支援は金品も必要ですが、大きな企業のバックアップや著名人の参加をしていない小さな団体には安心感や正当性といったものが需要であると思うのです。この事業は県の委員会承認されている。とか、委員の先生にアドバイスをもらっているということは、活動する団体にとっても、参加するボランティアの人たちにとっても、意識の向上に繋がると思えます。	（第15回県民会議資料1-4）
112	水源環境保全課だけで対応可能		県民会議の中にアドバイザーチームを新設して、各団体のリーダーとのコミュニケーションを図り、支援する必要性。	（第15回県民会議資料1-2）	

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
113	要綱の改正不要（主として運用面）	新たな仕組みの検討が必要なもの（短期間の対応不可）	水源環境保全課だけで対応可能	事務局支援の必要。	(第15回県民会議資料1-2)
114			水源環境保全課だけで対応可能	補助金申請や報告書作成など事務手続きをサポートする部門の創設。	(第15回県民会議資料1-2)
115			水源環境保全課だけで対応可能	県の研究機関による出前講座の利用など。	(第15回県民会議資料1-2)
116			水源環境保全課だけで対応可能	物的支援（機器の補助）と人的支援（プロの業者）の支援体制。	(第15回県民会議資料1-2)
117			水源環境保全課だけで対応可能	ボランティアの教育…金銭支援（森や水に関係した助成金の情報提供）、プログラム支援	(第15回県民会議資料1-2)
118			水源環境保全課だけで対応可能	「県が関わっている取組である」ことによる団体の信頼性を事業終了後も継続できるか。	(第15回県民会議資料1-2)
119			水源環境保全課だけで対応可能	補助金終了=事業終了とならないようなバックアップ体制。	(第15回県民会議資料1-2)
120			水源環境保全課だけで対応可能	専門家への相談窓口。	(第15回県民会議資料1-2)
121			水源環境保全課だけで対応可能	専門家の指導を上げるような支援。	(第15回県民会議資料1-2)
122			水源環境保全課だけで対応可能	活動地に看板設置や旗など、税や事業のことを周囲に広報してもらう。	(第15回県民会議資料1-2)
123			水源環境保全課だけで対応可能	限度額50万では購入できない機器もあり、共同購入・使用を検討してほしい	(第15回県民会議資料1-5)
124			水源環境保全課だけで対応可能	会員が専門知識をもつための支援	(第15回県民会議資料1-5)
125			水源環境保全課だけで対応可能	人材の確保（特に若手）	(第15回県民会議資料1-5)
126			水源環境保全課だけで対応可能	県が技術指導の出前講座を各団体に問い合わせたらどうか	(第15回県民会議資料1-5)
127			水源環境保全課だけで対応可能	ソフト面の支援の充実を（各団体の事情を聞いて幅広く支援）	(第15回県民会議資料1-5)
128			水源環境保全課だけで対応可能	後継者の育成・資金確保・行政との連携が大きなテーマ	(第15回県民会議資料1-5)

No.	大分類	中分類	小分類	意見	出典
129	要綱の改正不要（主として運用面）	新たな仕組みの検討が必要なもの（短期間の対応不可）	水源環境保全課だけで対応可能	学校と連携した活動で、若手人材の確保	(第15回県民会議資料1-5)
130			水源環境保全課だけで対応可能	企業とのパイプ役として、行政に介入してほしい	(第15回県民会議資料1-5)
131			水源環境保全課だけで対応可能	行政の横のつながりを強化してほしい（子育て部門・環境部門や市町村等と問題意識の共有を図るべき）	(第15回県民会議資料1-5)
132			水源環境保全課だけで対応可能	補助金が決定した団体に対して「水源環境保全・再生」に関する講習の受講を義務付けてはどうか。	(第15回県民会議資料1-2)
133			県機関内部の調整を要するもの	リーダー養成塾の創設	(第15回県民会議資料1-2)
134			県機関内部の調整を要するもの	教材の提供や指導者研修などのサポートがあるとよい。	(第15回県民会議資料1-2)
135			県機関内部の調整を要するもの	鳥獣害対策については、県の他の組織や制度と複合的な対策が必要。	(第15回県民会議資料1-2)
136			県機関内部の調整を要するもの	急斜面で重機が必要なところなどは、県や市が公費を投入して整備。	(第15回県民会議資料1-2)
137			県機関内部の調整を要するもの	県のたより等による、県との連携した広報の実施	(第15回県民会議資料1-5)
138			県機関内部の調整を要するもの	団体のリーダーとなれる人の育成	(第15回県民会議資料1-5)
139			県機関内部の調整を要するもの	団体の指導者育成のための有資格者制度、コーディネーターの制度を県がつくる	(第15回県民会議資料1-5)
140			市町村調整を要するもの	新しい活動地の確保（地権者との交渉）が難しい。	(第15回県民会議資料1-2)
141			市町村調整を要するもの	地主の理解を求めるための支援。	(第15回県民会議資料1-2)
142			市町村調整を要するもの	補助金についての相談窓口になる市町村職員を指導してほしい	(第15回県民会議資料1-5)
143			その他	ボランティア保険の対象（山仕事）としてもraitたい	(第15回県民会議資料1-5)
144	その他	市と県のより強い連携を期待している。行政が一致して会の活動を支援していく意識を高めることで、県民、市民への活動の広がりが期待される。	H22年度新規補助団体		